

藤田九二譯聯邦商律

哄騙律例  
拂方之篇

特39

36

共  
二  
本

館書圖京東

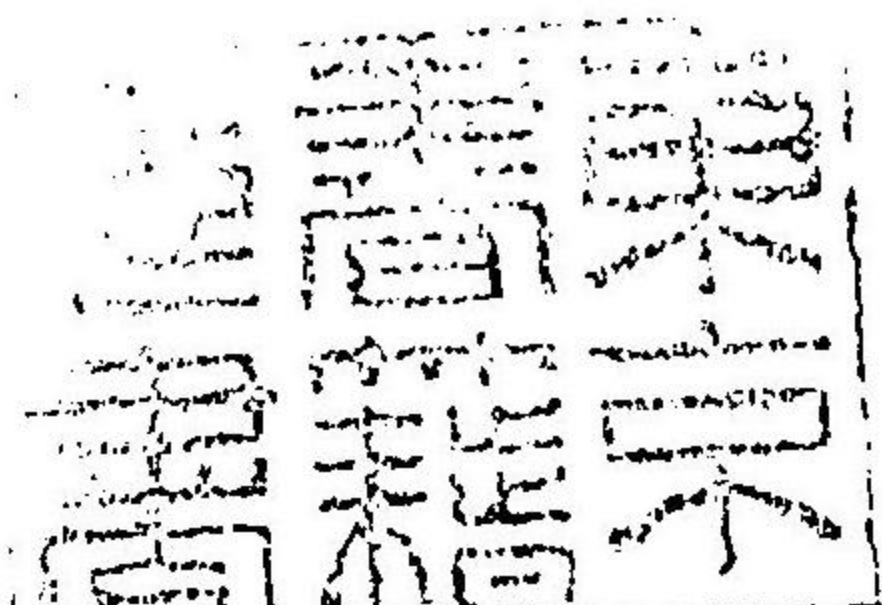
函三一 門新

架五 部一一

號口九八四 類

07





聯邦律例 〇目錄

目錄

欺騙律例の篇

第一節 欺騙律例乃主旨并みそ此一般の款條

第二節 他人の爲に其れ負債と拂いんと其れ約束

第三節 一年中より自然做遂るあとの出來ぬ約束

第四節 契約の法式并小そ其れ所論の事

拂方の篇

第一節 拂方如何なることや

第二節 拂方代換む事

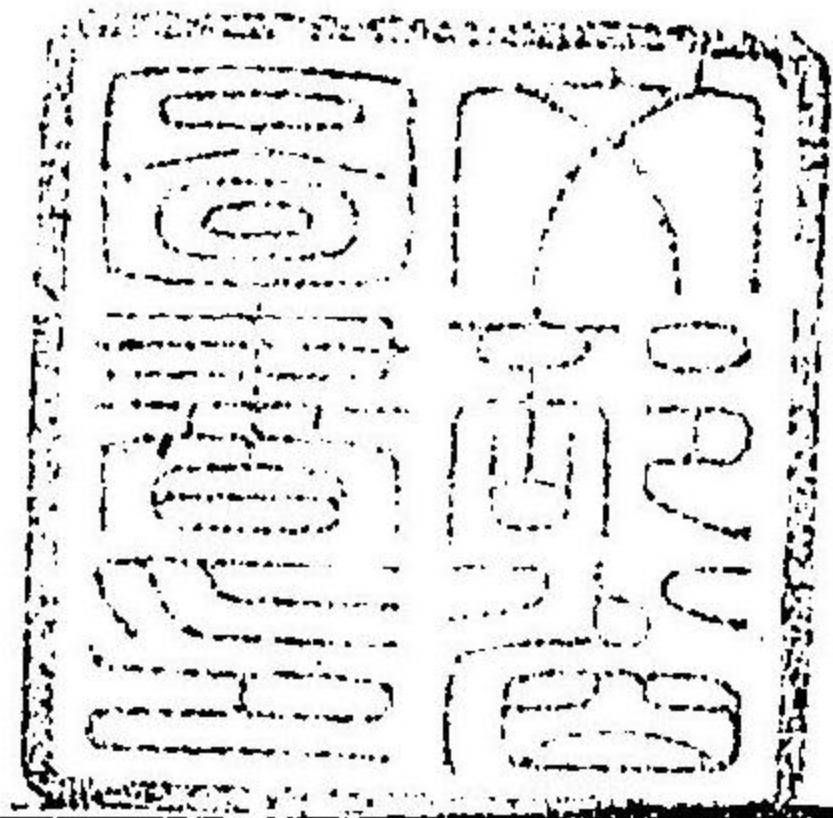
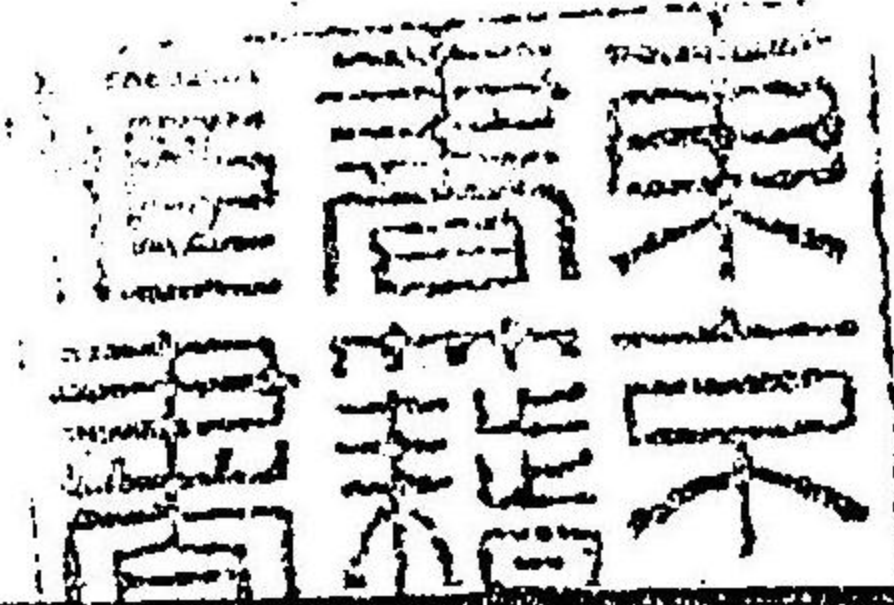


聯邦抵巴留孫原著  
日本藤田九二譯述

聯邦  
商律

明治七年三月 淡山樓藏





目録

欺騙律例の篇

第一節 欺騙律例の主旨并みそ其一般の款條

第二節 他人の爲に其に負債を拂はんとして約束

第三節 一年中より自然做遂るあとの出来ぬ約束

第四節 契約の法式并小そ其所論の事

拂方の篇

第一節 拂方々如何なるべきや

第二節 拂方代換む事



明治七年三月 淡山樓藏

聯邦雷律



聯邦抵巴雷孫原著  
日本藤田九二譯述



目錄 終

邦商律

志摩 藤田九二 譯述

哄騙律例の篇

第一節 哄騙律例乃主旨并小註の一般此款條

哄騙律例とは平常契約の間に行はれる哄騙詭謀或禁制ん  
 少此主旨を以て凡そ大概乃商議するを以て確乎を以て書  
 契ふるるがからごと云ふ律例もして英國あてちやねを王  
 第二世の即位二十九年乃ち耶蘇紀元千六百七十七年我延  
 年示新規を布告せられたるを以て合衆諸國もても大抵此  
 律例を設立り然れども各國もて其の款條不同を以て之を



有り然るも其主旨に至る實に異なるものと認め今此篇  
 なる其の整体并に用方には以て各國一般用ゆるやある乃  
 規則を示せば一せむ此律例もや賣買の事件にては最  
 も大切なることを屢形も其款條乃中商律に最も關係する  
 能る左の二條はなり  
 其一條云受託人支配人を以て自身此身代を以てその遺  
 言人乃た其の償金を出さしむは事被告に他人に負  
 債過失を引受しむる事人として婚姻乃心底よりあしむは  
 賣買與取等乃約束代行ハしむる事人として土地家作或る  
 先祖より其の遺産或る其の利益の所持株を賣んと其約束代

行ハしむる事人として一年中ゆる自然做遂ること其の能  
 む約束代行もしむる事の出るは約束るか約主或る  
 と其代理人として書契或る手簿乃上し押印せしむるハ  
 出訴の上とするもの約束代行ハ行ハしむるらば  
 其二條云ふ家財貨物商品等一切の賣拂についで十磅金  
 英國金貨の名凡以上の取引契約なる其買主たるも其結  
 約の多免其の買受物品乃若干分以受取り其金額の若干  
 分以手付金として拂ふ或るその價直の金額を拂ハるん  
 ばあるべし然るも其の商議以書契或る手簿に記  
 一此賣主或る其代理人として押印せしむるハ其の約



束以て行をねむべし

被告人を以て他人の負債過失を引受しむる事人として一  
年中たる自然做遂るあは出来ぬ約束は行ハしむる事の  
二段る次の二節論じべし且つ夫れ被告人を以て他人の  
負債過失を引受しむる事一段る法律上あを唯口上は  
の約束は強あるあは禁制をほる然し口上はの請負も  
ても既に他人の爲し約束ある金銭を或人に拂ひ後至  
して最早あは取戻しと出来ず

第二節 他人の爲しに負債を拂ふるとは約束

他人の受取りたる什物の價直は自身に拂ふるとは約束

る己自身に受取りたる什物の價直を拂ふが如く根元の

約束とをすべき乎然し此約束を書契とをせぬ及ばず他人

に受取りたるは什物も他人の負債をねがもあはは拂ふん

と此約束と形を存し乎然し此約束をかき書契とを

せむんむねるをわらば此疑問を解くる最も難事あり夫れ

他人に負債を拂ふんとは約束せむと約束を杖葉の約

束と謂ふ根元は約束と謂ふが如く抑あし一は疑條

あり賣主たるをねる誰某ふ此賒賣は許さし乎而して此賒

賣は許さむの權威を付與されし陪審官の審明の如

かりたる役所の指揮に従ひ能く凡百の實事考察へ此疑



条決断すべし此賣主若他人の受取たる什物の價直以拂  
 らんと約束せし人其對手やを以て出訴せば此出訴をせたる  
 も其る自身の受取りたる什物の價直を拂ふが如く此什  
 物の價直以拂らんと約束せし然らば其約束を以て書契とな  
 せし及び又と此出訴せしるるを以て全く此什物以受取  
 りし他人の負債を拂らんと約束せし然らば此約束を  
 書契となせし人其相手やを以て又と賣主の帳面を以て  
 什物以受取りたる人の姓名ありて是れ人其除賣たる事  
 然らば賣主の什物を受取りしを以て對手やを以て  
 とはる難き事とあり然し此什物を受取りし人其除賣し

相違なくし帳面を以て他人の姓名を以て書留めたる  
 真し什物の買主たる證據とを以て然らば是れ以て  
 一隨正決定をせしむる如何と云ふ此什物以受取り  
 しが法人なりて自身其買主なりしがはあし其證明つるるを以  
 得且つ買主たる他人の如く唯保證人とせしむる而已約  
 束せしむるは其證據を以てしるるを得故に其の約束を以て唯  
 上列の如く書契を以てせしむるは強きことを能ぬ故なり概  
 して其れを論むるは其役所を以て此疑條を決定せんぬる毎々  
 其取扱の實情并に買主賣主とも兩方の所志に注意せし  
 英國及び米洲合衆國乃役所を以てる曾て此疑條を以て解明せん



之をばあを屢たり故に昔時英國乃役所より言ふ甲乙二  
 人ありて市店に來りし其の貨物を買ひし甲某乙某は  
 此貨物を賒銀にて買ひし人たりし其の賒銀は保證ひし  
 某乙某は此賒銀は拂はざらんば自身之は其の賒銀を  
 約束せばと其の約束の杖葉の作業を為す書契とありし  
 ちぢねを無益なり然し甲某乙某は貨物に渡すべし其の賒  
 銀を拂ふとせる余ありと此賣主は言へば其の約束の根元  
 乃作業もしを買主たりとせる甲某乙某は其の唯一の使  
 用人たり乃し中をまていらんと國の役所より言ふ乙丙商  
 人乙某は賒賣に許しし貨物を渡せし乙某は保證人乙甲

某乙某は其のありて乙某はしと其の賒銀と拂ふむが萬  
 一其のと拂ふとや出来ぬ時ある自身は其の賒銀と丙  
 商人の約束する由なり此折から其借金ら乙某元來の負  
 債なり甲某の約束ら其の借金に拂ふんや其杖葉の作業は  
 しと甲某の唯請主人ある關係ありしと併し其の人の引  
 受約束に得て貨物を買ひたりと其自身其借金を拂ふべき  
 義務をけきば其の約束の約束しは人の根元の作業ある  
 由る書契とありしは其の約主たりしと擔當せんばありべ  
 かよびるは故に甲某の箇様を其金額の貨物とし其と與へ  
 よ余らねを拂ふなりと丙商人と言ふ由る丙商人を甲某は



信用してし某の貨物以給へり此折柄し某の貨物の價直は  
 拂ふべき義務を以て甲某の約束を放棄の約束と云ふ道  
 理を以て勿論根元の作業ありて他人の借金を以て拂はんやの約  
 束あるやうな故に甲某の元来の借主を以て  
 他人の為り保証する約束乃本旨を以て他人の借金を以て拂ハ  
 んとも係るやうな故に自身の見解は助まんともねむるの  
 約束も亦他人の借金を以て拂はんやの約束ありともある  
 故に根元の約束と云ふ故にあれは書契とあるが及ぶ且  
 夫れ舊き借金を以て新に約束を消滅せしめ約束も亦  
 根元の約束と見做さるべし

あるが他人の借金を以て拂はん且他の事以為人と云ふ口上の  
 約束あり然るが他人の事以為んやの約束と他人の借金を以て  
 はんやの約束と互に關係するやと云ふは法律上ありて唯  
 他の事以為んやの約束を以て行をねむるがや得如  
 何と云ふが他人の借金を以て拂はんやの約束を以て行をね  
 むるはある書契とあるが及ぶが及ぶが形  
 為んと此約束の書契とあるが及ぶが及ぶが形  
 第三節 一年中ある自然做遂るやの出来ぬ約束  
 一年中ある自然做遂るやの出来ぬ約束と云ふが非常の  
 事情ありて一年中あるが做遂るやの出来ぬ約束と云ふが



多何くばたきへむ茲一人ありて或人より金一圓以貴ひ受  
 多し口上りて或人より約束するに己の婚姻せる時其は  
 金若干圓を與へんと云へり借て此約束を一年中ある自然  
 做遂了あはれ出来ぬ約束ありては依りて書契と云ふ及  
 多何と云ふ一年中ある婚姻も亦も何色バあり  
 又と譬へばあゝ、み人ありて口上りて或人より約束するに余  
 死をねむ決して其の墓所へる葬るべきは依りて云へり借  
 出の約束を書契と云ふおよばば如何と云ふ一年中不  
 死を依りてせむ何色バを依り

第四節 契約の法式并其の所論の事

契約とは是非をも書契と云ふんばあはれなりらば併し合衆  
 國を以て此書契の中ありて契約の源因は是れに及むば  
 又と其の契約をばあはれ一紙に依りてはみおよばば  
 如何と云ふ其事柄を一箇にして数枚の紙以合とて一事  
 件の細説を知るを依りては数葉の紙を用ゆるやも一  
 箇乃至柄小幾種の文字以用ゆると同様にしては依りて  
 多何くばたきへむ茲一人ありて或人より金一圓以貴ひ受  
 用ひて数枚の連続したる紙に示さざらんば何るべからば  
 調印姓名を書契の首端にありて中央にありても後尾に  
 ありても善なり併し合衆國の中ありても其の律例を以て書



契り後尾に誰某乃前を調印せしめと云ふと誰某前小  
 と記名せしめ云ふ各國より必しどそ底下を調印姓名  
 と置かんを有るが如し但且又姓名と其の契約と或版行を  
 せバそれ契約を確實なるを認ふりそれ故に版行をせしむる  
 市店證券の酒菓子屋等の通例をの首端に賣主の姓名ある  
 を行かり然るに賣主を以て此證券を所持し買主に證券引  
 替ふる貨物を賣渡さば買主を其の趣と出訴を爲し得  
 代得  
 合衆國の律例を鐵道社製造社及び凡百の會社合資本會  
 社乃分前株の家財貨物商品と見做せり故にこれ賣買をか

あつて書契とある人なるが如し  
 其の欺騙律例乃作用を實人代欺騙を其約束を禁止す  
 あつて故に書契とあるべき契約を口上乃至此契約とふ  
 べきも真實ある代行ひしに至る此律例を以てさし出  
 せ代可否をふらざる  
 べきとゆきつと國の欺騙律例乃一款条云ふ他人乃人  
 品行狀信用器量職業商賣を以て請負る他人を出訴し其  
 人代して其の責任受むるもそれ請負を書契とせしそ  
 の請負主を以て調印せしめんが如しと云ふと其は  
 國及びべるもんと國の欺騙律例も實に此一款條と同



様を論じてある。

第一節に論じて英國乃哄騙律例十磅金と云へたは合衆各國乃哄騙律例も大抵三十圓乃至五十圓を以てする

邦聯商律 哄騙律例の篇終

邦聯商律

志摩

藤田九二 譯述

拂方の篇

第一節 拂方如何を以てしや

商買此契約を以て起すは商人の引合は満足するは金  
錢の拂方より大切なる者なり貸主を借主と相手一紙の上  
拂方乃方法を撰むあれ相方の引合とあり形りたは人は貸  
主乃借主へ拂ふべき金額をバ借主此貸主へ拂ふべき金額  
此中にて差引を以て勘定の如く又と約束の事宜ふりてを  
の勘定は證券も亦拂ふも相方乃引合を以て借主は證券も以て



借金と拂ハツル此證券は是非とも貸主乃承知せらるるべし

貸借の最初ハ格別約束せらるるや否や法律上の拂金と  
唯正金而已るはな

拂金の正金たるべきも勿論法律上正金と同様に見做  
せる證券も拂金たるべし又と世間よく通用する銀行証券  
も亦も拂金たるべし併し銀行証券は全体金銭にあらず  
ざる故に故に主たる者たるを承知するべし其承知せざれば  
拂主は無理とこれを拂金とあはざるべし  
概しては此論は銀行証券等乃如く收主たる者無理

みおれを受取ることを承知せざればは所以上の道理  
ある拂金たるも其の拂方乃時と當て收主承知の上は  
其受取をば後日乃至り彼是故障ありても其法律外あるこ  
とを言立く己の為に利益計るべし其得ず

拂方の金額も亦も大なる金銭とも拂金とあはざれば  
少くば一圓乃拂方十圓の金銭用ある等とせし併し其  
拂主の了簡一体此拂方を二兩替たりんとおしへるを  
至當とあはさるべからず且つ此拂主は收主の証書を取ん  
と希望せらるる又と此大金も亦も百種乃借金に拂方とあは  
んと希望せらるる又と此大金の收書を取んと希望せらるる



但し其拂ふべき若干の金銭に收書を取んと希望べし  
 て既し收書に收授せしむる最早拂済の確乎なる證據あり然  
 せども其れを以て一隨に決定せざるも何れも猶事宜不  
 同なる異論の起るあり  
 收授の時不當に拂主なるは法律上の拂金にせしむる雖  
 も收主たるも其れを己に勝手して之を受取せしむる其  
 拂金を役所へ納むる是れ最早拂主の拂済たるあり然し確乎な  
 る證據あり故に收主たる其拂はざるは役所へ出訴せし  
 むるも反て收主の方以不筋とあり併し之れを反て收主たる全  
 く拂主の所持する金銭を受取んと希望し不拂主たる故に

之と拂ふべきは肯せざるは其證據ありは勿論拂主乃方  
 以不筋とあり  
 買主或る借主ハ其の拂ふべき金銭と商議證券を拂ふと  
 も賣主或る貸主ハ其の非難をばよありを受取ることや其然る  
 べし此拂方の法律ハ合衆諸國の中少く違ふや其ありは  
 以ん國及び其の地とせしむる國乃法律にて如斯る証券に  
 も貸主或る賣主非難をばざるは拂金とありて之を以承領せり  
 此二國の外合衆諸國并し合衆國最上裁判役所にて貸主  
 或る賣主と借主或る買主と相方一致して如斯る証券をも拂  
 金とありて承知せしむる何れも其れを以て拂金とあり



ありて承領さば、みづよりく國めては借主或る買主の自身  
 小作まる證券たるは、相方の一致慥に頭然たるや、も拂金  
 と好まこや承領さば、抑貸主とて、其借主より、證券以  
 受取り之と或人小賣して、己自ら其証券を引受がねむ其證  
 券を拂金と好む事、以得る此故、此借主の方め、其証券を  
 聊故障なきれば、なり若し又と法律上、めを證券以て、借金  
 以拂ふこと、承領さば、此借主たるを、其元来の借  
 金を拂ふごとく、之を拂ふて、後重て、其の證券の金額、以引受け  
 拂はむんむ、何るなり、然し、此借主若し、最初、其借主  
 と高議して、己自ら其証券を引受さば、二重小あき、以拂ふ、此

道理あり、若し、二重小之、以拂へば、其貸主へ、拂ふる金銭を  
 取戻さむんむ、其賣りたる、證券、其金額を、損失さば、なり

第二節 拂方、以撰む事

一の貸主より、百種乃、借金、有る人、其貸主へ、若干の、拂方、以  
 せ、其あり、何り、これ、は、い、く、大事、なる、疑、念、と、云、ふ、る、他、も、何  
 ら、此、拂、金、を、其、借、金、乃、中、孰、の、方、小、拂、ふ、べき、や、や、其、こ、や  
 好む、夫、を、百、種、も、借、金、あり、と、故、其、借、金、も、亦、と、百、様、あり、  
 て、確、乎、なる、書、入、質、入、等、乃、何、る、と、其、の、何、り、無、き、と、其、の、あり、  
 又、る、利、足、以、納、ま、た、る、もの、も、あり、納、れ、ざ、ら、ぬ、もの、も、あり、又、る  
 出、訴、の、期、限、乃、過、こ、は、り、た、る、もの、も、あり、過、ま、さ、ぬ、もの、も、あり、



さて拂主もはそはその拂方乃時ふ當て其借金の中孰を  
 己に隨意にせの拂方以撰む事以得るを疑ふを以て  
 せぬども拂主も一之以撰むにせぬ收主たるを以て  
 又こそは拂方の時ふ當て己に隨意にせぬ以撰むとや得  
 然もせぬも拂主收主兩方ともふ其拂方以時ふ當てあれ以撰  
 まぬれば後日ふ至ると此拂方以撰む乃通義を誰に屬せ  
 や或る法律にて如何とせぬと撰むべき此疑条以決議  
 せぬある先づせの拂方乃時ふ兩方以用ひ一口上り又なる事  
 乃撰様り又なる土地乃風習りいづれも撰むるも役所を  
 方以所志如何と決断せぬと撰得ばせの所志に從ひて所

置とを最も善き規則とせぬ若し役所にてせの所志以決  
 断すると撰得ざるも收主拂主とも相方乃權利義務を  
 破損せぬ様も此拂方以撰む事以下知るを相方の權利義  
 務と破損せぬ固より相方乃所志ありと法律を自ら定  
 むる所なり且夫拂方以撰むに格別反對せる異論なるとき  
 借借月日此最も古き借金の方ふ其拂方以撰む既これ  
 以返済したる後又と其残りたる借金乃古きを以て  
 撰む是れ一般の規則なり  
 甲某乙某ふ借金ありて之以拂はむんをあれどりも又と  
 或人ふ借金ありて之を乙某ふ拂はむんば何るべからむ



但し其人或人より此貸金を取立て委任らるる者其  
 り故に甲某ら其若干の金銭を拂ふ然るも孰も乃方  
 返済を言はず然るも其ら此拂金を残らば己の貸金  
 方を用ひ居りて其己の貸金と或人乃貸金と此金額  
 を分配せむんを何るが如何に云ふ或人の委任  
 以受て其の貸金と取立る者乃職掌を己乃為め計  
 るが如く或人乃其めをもよく注意すべき事なり  
 銀行證券ハ振込證券引替證券何れも此篇の概て証  
 券と云ふ云り委細を證券乃篇論せん

邦商律 拂方の篇終



